

気象予報士CPD制度運用規程

2018年5月20日暫定制定

2018年6月23日施行

2020年6月27日改定

第1条 (連絡窓口)

細則第11条の3、の連絡窓口の電子メールアドレスは以下のものとする。

cpd-qa@yoho.jp

第2条 (CPD単位の証明手数料)

細則第19条の2のCPD実績証明書の交付手数料は下表のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|--------|
| (1) 予報士会会員及び協賛企業所属気象予報士 | 1,000円 |
| (2) 上記以外の気象予報士 | 1,500円 |

第3条 (CPD単位の証明請求手続き)

細則第15条のCPD単位の証明の請求、第16条の気象予報士CPD認定者の認定申請は、第1条に示す連絡窓口にて氏名と気象予報士登録番号を明示して、所定の様式で作成した技能研鑽実績表を送付することで行う。請求の受理と証明手数料の振込先をメールで返信するので、請求者は速やかに手数料を指定の振込先に振り込むものとする。入金の確認後、証明書を予報士会員の登録住所あるいは請求時に示された宛先に郵送する。

別表第1-1 研修プログラムの形態分類

プログラム形態分類	内容	単位換算基準	
参加型研修	気象技能講習会	予報士会が行うすべての気象予報士のための技能講習会。予習、復習を伴う	認定時間 × 1.5
	その他講習会	予習、復習が義務付けられない講習会、日本気象学会の講演会、シンポジウム等	認定時間 × 1
	例会	予報士会の支部、有志活動団体の行う例会	認定時間 × 1
	見学会等	予報士会の支部、有志活動団体の行う気象台等の見学会	半日 × 1.5
	Web講習会	Webでの講習、予報士会が作成したDVD等による学習	認定時間 × 1.5
情報提供型研修	講習会の講師等	講習会、研修会の講師等	認定時間 × 5
	BPの講師等	防災プロジェクト等の講師	認定時間 × 2
	社会貢献活動	気象科学館の案内員、例会等での発表、	認定時間 × 1

別表第1-2 CPD ポイントの教育分野別分類

大分類	記号	教育分野
専門技術	A	観測と成果の利用
	B	予報に関すること
	C	局地予報
	D	精度評価
	E	気象業務関連法規
	F	その他
関連技術	L	コミュニケーション技術
	M	情報技術
	N	その他
基礎知識	R	防災
	S	環境
	T	その他気象
	U	教養
	V	法律・契約
	W	倫理
	X	その他

別表第1-3 CPD 認定申請時の上限ポイント

形態	上限ポイント
講習会等での受講	30
論文等の発表	20
企業内研修およびOJT	20
技術指導	20
業務経験	20
委員会等への参加	20
自己学習	10
資格取得	10

別表第2 気象予報士CPDプログラム認定方針

<p>1 認定方針</p>	<p>1 研修プログラムの内容は、気象予報士の知識及び技術の向上や公共の福祉の増進に資するものでなければ、認定することができない。</p> <p>2 研修プログラムの内容が、次の①から③までに掲げるものに該当するときは、第16条の認定をすることができない。</p> <p>① 懇親やレクリエーションを目的とするもの</p> <p>② 別表第1-1の研修プログラムの形態若しくは内容又は別表第1-2の研修プログラムの分野にあてはまらないもの</p> <p>③ 客観的な事実に基づき、特定の商品、材料、各種ソフト等の宣伝、販売、取り扱い説明等を目的とするものであると判断されるもの</p>
<p>2 認定時間</p>	<p>研修プログラムの認定時間は、当該研修プログラムの研修の内容となるべき実質時間とし、次の①及び②に即して算定するものとする。</p> <p>① 認定時間は、研修プログラムの実質時間を積算し、15分未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、15分以上45分未満の端数があるときは、これを0.5時間とし、45分以上の端数があるときは1時間に切り上げ、0.5時間単位に換算した時間とする。</p> <p>② 昼食時間又は移動時間は、実質時間の積算の対象としない。</p> <p>③ 2日以上にわたる研修プログラムは、それぞれの開催日ごとに別の研修プログラムとみなし、認定時間を算定するものとする。</p>
<p>3 研修責任者の設置及びその責務</p>	<p>1 研修プログラムの実施及び出席者名簿の管理に関してすべての責任を担う者（以下「責任者」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 1の責任者は、第13条第1項の名簿の作成及び提出を行うほか、研修プログラムの実施を証する資料（※1）を当該研修プログラムの実施の日から起算して3年が経過する日まで保管し、その間に本会の請求があったときは、これを提出しなければならない。</p>